

# 第51期（第1回）高知地方最低賃金審議会

日時 平成29年5月19日

場所 高知労働局

## 議事次第

1 開会

2 局長挨拶

3 議事

(1) 会長及び会長代理の選出について

(2) 審議会運営規程の改正及び会議公開要綱について

(3) 今後の運営について

(4) 適用事業所数及び適用労働者数(電子・貨物)

(5) 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業について

(6) その他

閉会

## 平成 29 年度 第 1 回高知地方最低賃金審議会

- 1 開催日時 平成 29 年 5 月 19 日 15 時 15 分～16 時 6 分
  
- 2 出席状況 公益代表委員 5 名  
労働者代表委員 3 名  
使用者代表委員 3 名
  
- 3 議題
  - (1) 会長及び会長代理の選任について
  - (2) 審議会運営規程及び会議公開要綱について
  - (3) 今後の運営について
  - (4) 適用事業所数及び適用労働者数（貨物・電子）について
  - (5) 最低賃金引上げに向けた中小事業への支援事業について（報告）
  - (6) その他
  
- 4 議事要旨
  - (1) 会長に中川委員、会長代理に池谷委員が選出された。
  - (2) 審議会運営規程規定及び審議会公開要綱が承認され、今後の議事運営は、それに則って行うこととされた。
  - (3) 運営小委員会を設置することが決定され、運営小委員会の委員が選出された。
  - (4) 特定（産別）最賃[貨物・電子]及び今回新設の意向表明のあった[その他の非鉄金属製造業]に係る適用事業所数及び適用労働者数については、26 年経済センサスを基に算出した数値を使用することが承認された。
  - (5) 最低賃金引上げに向けた中小企業支援事業について事務局から報告された。
  - (6) ホームページ公開案について事務局から説明した。  
高知県労連の要請内容について事務局から説明した。

# 第51期（第2回）高知地方最低賃金審議会

日時 平成29年7月6日

場所 高知労働局

## 議事次第

- 1 開会
- 2 「高知県最低賃金」改正決定について(諮問)
- 3 運営小委員会結果報告について
- 4 その他
- 5 閉会

## 平成 29 年度 第 2 回高知地方最低賃金審議会

- 1 開催日時 平成 29 年 7 月 6 日 17 時 00 分～17 時 43 分
- 2 出席状況 公益代表委員 5 名  
労働者代表委員 4 名  
使用者代表委員 5 名
- 3 議題
  - (1) 高知県最低賃金改正決定について（諮問）
  - (2) 運営小委員会結果報告について
  - (3) その他
- 4 議事要旨
  - (1) 高知県最低賃金改正決定について、局長から会長あて諮問を行い、事務局から諮問に関する手続き等について説明を行った。
  - (2) 5 月 19 日開催の運営小委員会の検討結果及び了解事項について事務局から報告を行った。
  - (3) 運営小委員会の検討結果について、

中賃目安は、従前どおり最も重要な審議資料の一つとして取り扱うことが承認された。

地域専門部会における最低賃金審議会令第 6 条 5 項の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することが承認された。

現行の効力発効日に留意しながら、発効日を早めることも考慮し審議を行うことが承認された。

特定（産別）最低賃金については、例年どおり必要性の有無について、特別小委員会を設置し、審議することが承認された。

特定（産別）最低賃金の特小委員は本審委員から各側 3 名で組織することが承認された。

特定（産別）最低賃金の特小委員会に労使の業界関係者をオブザーバーとして招聘することとし、オブザーバーの招聘手続等は特別小委員会に委ねることが承認された。

特定（産別）専門部会における最低賃金審議会令第 6 条 5 項の適用については、全会一致の場合に限ることとし、全会一致でない場合には、本審で議決することが承認された。

特定（産別）最低賃金については、改正の必要性ありとなっ

た場合には、年内発効に留意しながら審議を行うことが了承された。

事業場実地視察については、7月21日に1事業場を視察することとなった。

地域最賃改正審議に関して意見陳述の要請があれば、本審委員による全員協議会の場で、時間を30分間以内、陳述人2名以内の制限を設けた上で、地域最賃改正審議の参考となるものに限定して聴くことが承認された。

次回審議会等の日程及び公開について、

第3回高知地方最低賃金審議会は、8月2日午後3時10分から開催することとされた。

地域最賃改正審議に関して意見陳述の要請があった場合には、8月2日午後2時30分から開催することとされた。

第1回地域最賃専門部会は、8月2日第3回本審議会終了後開催することとされた。

第3回高知地方最低賃金審議会、全員協議会、第1回地域最賃専門部会は、公開とすることとされた。

# 第51期(第3回)高知地方最低賃金審議会

日時 平成29年8月2日

場所 高知労働局

## 議事次第

- 1 開 会
- 2 事業場実地視察結果について
- 3 中央最低賃金審議会における「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の伝達について
- 4 「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- 5 「高知県一般貨物自動車運送業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- 6 その他
- 7 閉 会

## 平成 29 年度 第 3 回高知地方最低賃金審議会

- 1 開催日時 平成 29 年 8 月 2 日 15 時 15 分～16 時 10 分
- 2 出席状況 公益代表委員 5 名  
労働者代表委員 5 名  
使用者代表委員 5 名
- 3 議題
  - (1) 事業場実地視察結果について
  - (2) 中央最低賃金審議会における「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の伝達について
  - (3) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について（諮問）
  - (4) 「高知県一般貨物自動車運送業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について（諮問）
  - (5) その他
- 4 議事要旨
  - (1) 事業場実地視察結果について会長から報告した。
  - (2) 中央最低賃金審議会における平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安及び公益委員見解を事務局から伝達した。
  - (3) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について局長から会長に諮問がなされ、特別小委員会の委員が選出された。
  - (4) 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の改正決定の必要性の有無について局長から会長に諮問がなされ、特別小委員会の委員が選出された。
  - (5) 8 月 17 日午後 3 時予定の次回第 4 回本審は、専門部会で全会一致に至らなかった場合に開催することとし、会議は公開すること、また、特定最賃の特別小委員会も公開とすることとされた。

# 第51期 第4回 高知地方最低賃金審議会

日時 平成29年9月4日

場所 高知労働局

## 議事次第

- 1 開 会
  - 2 高知県最低賃金専門部会の結果について(報告)
  - 3 最低賃金審議会の意見に関する異議申出について(諮問)
  - 4 専門部会の廃止について
  - 5 その他
- 閉 会



## 平成 29 年度 第 4 回高知地方最低賃金審議会

- 1 開催日時 平成 29 年 9 月 4 日 8 時 58 分～10 時 35 分
- 2 出席状況 公益代表委員 4 名  
労働者代表委員 5 名  
使用者代表委員 5 名
- 3 議題
  - (1) 高知県最低賃金専門部会の結果について（報告）
  - (2) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）
  - (3) 専門部会の廃止について
  - (4) その他
- 4 議事要旨
  - (1) 専門部会長代理から専門部会結果が報告された。
  - (2) 8 月 23 日付けで高知県労働組合連合会から提出された異議申出について局長から会長あて諮問がなされ、審議を行った。異議申出の中で高知県労働組合連合会から意見陳述の申出があり、審議で了承され、異議申出内容について意見陳述がなされた。意見陳述後、労使双方から意見が出され、それらを参考に公益委員見解を説明した結果、「8 月 17 日付け答申どおり決定することが適当である」との結論に達し、会長から局長に答申がなされた。
  - (3) 高知県最低賃金専門部会については、既にその任務を終了しているため廃止が決定された。
  - (4) 次回9月15日(金)開催予定の審議会は公開することとされた。

# 第51期 第5回 高知地方最低賃金審議会

日時 平成29年9月15日

場所 高知労働局

## 議事次第

- 1 開 会
- 2 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金特別小委員会報告について
- 3 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 4 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定について
- 5 その他
- 6 閉 会

## 平成 29 年度 第 5 回高知地方最低賃金審議会

- 1 開催日時 平成 29 年 9 月 15 日 14 時 1 分～14 時 22 分
- 2 出席状況 公益代表委員 4 名  
労働者代表委員 3 名  
使用者代表委員 3 名
- 3 議題
  - (1) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金特別小委員会報告について（報告）
  - (2) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
  - (3) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定について
  - (4) その他
- 4 議事要旨
  - (1) 特別小委員会座長代理から平成 29 年 9 月 6 日付の「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（特別小委員会報告）」に基づき特別小委員会の結果報告がなされた。
  - (2) 電子最賃特別小委員会からの報告を踏まえ審議の結果、改正決定することが必要との結論に達し、会長から局長に答申された。
  - (3) 必要と認めるとの答申を踏まえ、局長から会長へ諮問を行い、専門部会を設置して審議をすることが承認された。
  - (4) 電子最賃専門部会では全会一致の場合に限り、審議会令第 6 条 5 項を適用すること、第 1 回電子専門部会、非公開、次回開催予定の本審は、公開とすることとされた。

# 第51期 高知地方最低賃金審議会 (第6回)

日時 平成29年10月27日  
場所 高知労働局

## 議事次第

- 1 開 会
- 2 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金特別小委員会結果報告
- 3 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 4 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金  
専門部会報告
- 5 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金  
専門部会の廃止について
- 6 高知県道路貨物運送業最低賃金の廃止について(諮問)
- 7 その他
- 8 閉 会

## 平成 29 年度 第 6 回高知地方最低賃金審議会

- 1 開催日時 平成 29 年 10 月 27 日 14 時 58 分～15 時 34 分
- 2 出席状況 公益代表委員 5 名  
労働者代表委員 5 名  
使用者代表委員 4 名
- 3 議題
  - (1) 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金特別小委員会結果報告
  - (2) 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
  - (3) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金専門部会報告
  - (4) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金専門部会の廃止について
  - (5) 高知県道路貨物運送業最低賃金の廃止について（諮問）
  - (6) その他
- 4 議事要旨
  - (1) 一般貨物特別小委員会座長から「一般貨物最賃」の改正決定の有無について、合意を得るに至らなかったこと等の審議結果が報告された。
  - (2) 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の改正決定の必要性については、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった旨の答申を行い、答申文を会長から局長に手交した。
  - (3) 電子最賃専門部会長から、専門部会での審議経過、審議内容が報告された。また、事務局から今後の手続きについての説明を行った。
  - (4) 既に任務を終了しているため廃止が決定された。
  - (5) 局長から会長あて廃止諮問された。また、事務局が廃止諮問に関する手続き等について説明を行った。
  - (6) 次回本審議会は、公開することとされた。

# 第 5 1 期 高知地方最低賃金審議会 ( 第 7 回 )

日 時 平 成 30 年 3 月 22 日  
場 所 高 知 労 働 局

## 議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 特定(産業別)最低賃金の金額改正に係る意向確認について
- 3 高知県道路貨物運送業最低賃金廃止審議
- 4 その他
- 5 閉 会

## 平成 29 年度 第 7 回高知地方最低賃金審議会

- 1 開催日時 平成 30 年 3 月 22 日 9 時 28 分～10 時 8 分
- 2 出席状況 公益代表委員 5 名  
労働者代表委員 5 名  
使用者代表委員 5 名
- 3 議題
  - (1) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金改正及び適用業種追加の意向表明について
  - (2) 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の改正の意向表明について
  - (3) 高知県道路貨物運送業最低賃金廃止審議
  - (4) その他
- 4 議事要旨
  - (1) 高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金改正及び適用業種追加の意向表明について事務局から説明が行われた。  
適用業種の追加について労働者側委員から内容について説明が行われた。
  - (2) 高知県一般貨物自動車運送業最低賃金の改正の意向表明について事務局から説明が行われた。
  - (3) 廃止決定の答申がなされた。
  - (4) 平成 29 年ホームページ公開案が承認された。  
最低賃金引き上げに向けた中小企業支援事業の状況等を事務局から説明が行われた。  
次回の本審は公開することが議決された。